

○与謝野町信用保証料補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第104号

改正 平成19年4月1日告示第47号

平成21年6月1日告示第78号

平成22年6月24日告示第45号

平成23年7月4日告示第54号

平成26年3月31日告示第15号

平成30年6月1日告示第33号

令和6年3月13日告示第14号

令和7年4月1日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内事業者が事業資金の融資を受けるために必要な資金を京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得て借り入れた場合の保証料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業資金」とは、京都府中小企業融資制度による借入金をいう。

2 この告示において「町内事業者」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 次のいずれかに該当する者。

ア 本町に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）又は小規模企業者（法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）

イ 本町に住所がある個人事業主

ウ 与謝野町企業立地促進条例（平成18年与謝野町条例第167号）第4条第2項の指定を受けた法人

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

イ 政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 暴力団員、暴力団その他の反社会的勢力

オ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(交付対象業者)

第3条 この告示による信用保証料補助金の交付対象事業者は、事業資金の融資を受けて保証協会に保証料（借換資金に相当する保証料を除く。）を支払った町内事業者とし、且つ町税等（与謝野町税条例（平成18年与謝野町条例第57号）第3条に規定する町税並びに同条例第19条に規定する延滞金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。）を滞納していない者とする。

第4条 補助金の額は、事業資金の融資を受けた者が保証協会に支払った保証料の額に40パーセントを乗じた額とする。

(補助金の限度額)

第5条 前条の補助金の限度額は、1事業者当たり借受日を基準日として、1年度につき14万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）により、融資を受けた日から1年以内に町長に申請するものとする。

(交付決定及び交付)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに申請者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が、その事業資金の繰上償還をしたこと等によって保証料の還付を受けたときは、その還付を受けた額のうち、補助金に相当する額を町に返還しなければならない。ただし、事業資金の借換えに伴い、繰上償還による保証料の還付を受けたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加悦町企業経営支援特別融資及び利子補給金、保証料補給金交付要綱（平成4年加悦町告示第34—1号）、加悦町商工業振興資金融資要綱（昭和47年加悦町告示第40号）、加悦町商工業振興資金融資要綱にかかる保証料補給金交付規程（昭和47年加悦町告示第41号）、岩滝町不況対策緊急支援融資制度による保証料補給金交付規程（平成12年岩滝町告示第23号）又は野田川町信用保証料補助金交付要綱（昭和47年野田川町告示第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（平成23年度における事業資金の特例）

3 平成23年度における事業資金の定義については、第2条の規定にかかわらず、同条中「及び「あんしん借換融資」とあるのは、「、「あんしん借換融資」及び「東日本大震災緊急融資」とする。

（平成26年度における補助金の額及び限度額の特例）

4 平成26年度に実行された融資に係る補助金交付対象者に対する補助金の額は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則（平成19年4月1日告示第47号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日告示第78号）

この告示は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月24日告示第45号）

この告示は、平成22年6月24日から施行する。

附 則（平成23年7月4日告示第54号）

この告示は、平成23年7月4日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第15号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日告示第33号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日告示第14号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第38号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。